

令和6年10月

北谷町砂辺町営住宅のお客様へ

【ガス料金変更のお知らせ】

日頃よりマルキ産業をご利用頂き厚く御礼申し上げます。

先日ご連絡していたとおり、昨今のLPガス原料仕入れ価格および配送コストの高騰により、はなはだ不本意ではありますが、ガスの安定供給の継続を維持するためには、現行ガス料金の改定をいたしかたなく、皆様のご理解をお願いする次第であります。

なお、今回の変更内容のお知らせは、ガス事業法第14条の趣旨を踏まえたお知らせになりますので、特段のお手続きは不要です。

1. 適用開始時期

令和6年12月請求分から

2. ガス小売供給約款の変更

23条「単位料金の調整」

(変更後) 平均原料価格の上限設定を廃止します。

附則「1.本小売約款の実施期日」

(変更後) 本小売約款は、令和6年11月1日から実施します。

附則「2.本小売約款の実施に伴う切替措置」

(変更後) 令和6年11月1日から令和6年11月30日までの間に支払義務が発生する料金については、本小売約款の実施前のガス小売供給約款に基づき料金を算定するものとしたします。

3. ガス料金新旧対照表

<改定前>

調整額： 19.5470円/m³

	使用量範囲	基本料金	基準単位料金	調整単位料金
料金表A	0 m ³ ～8 m ³ まで	874.50	492.54	512.08
料金表B	8 m ³ 超～30 m ³ まで	1,650.00	395.60	415.14
料金表C	30 m ³ を超えるもの	4,574.46	298.12	317.66

<改定後>

調整額： 0.00円/m³

	使用量範囲	基本料金	基準単位料金	調整単位料金
料金表A	0 m ³ ～8 m ³ まで	929.50	567.09	-
料金表B	8 m ³ 超～30 m ³ まで	1,705.04	470.15	-
料金表C	30 m ³ を超えるもの	4,629.50	372.66	-

- * 上記料金表には、消費税等相当額を含みます。
- * 単位料金は1 m³あたりの単価となります。
- * 毎月のガス料金に適用する「単位料金（検針票または請求書でお知らせしています）」は、基準単位料金に平均原料価格の変動を加味して毎月決定されます。
- * 供給地点特定番号は検針票によりご確認ください。
- * 詳しい説明を希望される場合や、ご不明な点がある場合等には、下記窓口までご連絡ください。

<お問い合わせ先>

マルキ産業株式会社 中部支店（小売登録番号 L0006）

沖縄市知花4-48-13

【窓口】☎ 098-937-9575 【受付時間】08:30~17:30（土・日・祝祭日を除く）